

平成26年

告示第28号

北秋田市後援等の名義使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が主催する事業について、北秋田市（以下「市」という。）の後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）の名義使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が事業の趣旨に賛同することをいう。
- (2) 共催 市が事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として必要な協力を行うことをいう。
- (3) 協賛 市が事業の趣旨に賛同し、必要な協力を行うことをいう。

(後援等名義の使用)

第3条 後援等において市が使用を承認する名義は、「北秋田市」とする。

- 2 実施する事業に対し後援等の名義使用の承認を受けた団体は、当該事業について発行する印刷物等に市が後援等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(団体の範囲)

第4条 市が後援等を承認する事業を行う主催者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国、地方公共団体並びにこれらに属する機関
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 公益法人及び社会教育関係団体又はこれらに準ずる団体（宗教法人を除く。）
- (4) 報道機関、学術研究機関等
- (5) その他市が適当と認める団体

(事業の承認基準)

第5条 市が後援等の名義使用の承認を行う事業は、その目的及び内容が市の方針に合致し、市の施策の推進に寄与するものと認められるものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業計画が明確で、実施の確実性が十分に認められること。
- (2) 公共性があること。
- (3) 特定の会員を対象としない、広く一般に開放されるものであること。
- (4) 市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (5) 入場料、参加料その他費用を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (6) 実施期間、場所、方法等が適正で、公衆衛生及び災害防止等に関して十分な設備及び措置が講じられていること。

2 市は、前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の名義の使用承認を行わないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治的中立性、宗教的中立性を損なうと判断されるもの
- (3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (5) 特定の団体の宣伝又は会員の勧誘を目的とするもの
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
- (7) 日常的に行う練習や団体の内部行事的なもの
- (8) その他市が後援等を行うことが不適当と認められるもの

(後援等の承認の申請)

第6条 後援等の名義使用の承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の30日前までに、北秋田市後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、当該事業に関係する事務を所管する市長部局の課（以下、「所管課」という。）に提出しなければならない。

2 前項に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 主催団体の定款、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあつては、事業に係る収支予算書
- (4) その他市が必要と認める書類
(後援等の承認の決定)

第7条 市は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、後援等の名義使用の承認を行うことを決定したときは北秋田市後援等名義使用承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により、その承認を行わないことを決定したときは北秋田市後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。ただし、申請者から通知書の指定があつたときは、この限りでない。

2 市は、前項の承認を行う場合において、必要な条件を付することができる。

(承認の期間)

第8条 後援等名義の使用承認期間は、市が北秋田市後援等名義使用承認通知書を交付した日から当該事業の終了する日までとする。

(変更の届出)

第9条 名義使用の承認を受けた団体は、当該事業を中止したとき、又は事業計画に変更が生じたときは、直ちに北秋田市後援等名義使用承認事項変更届出書（様式第4号）に当該変更事項を記載して、市に届け出なければならない。

(後援等の名義使用承認の取消し)

第10条 市は、名義使用の承認を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、承認を取消し、北秋田市後援等名義使用承認取消通知書（様式第5号）により通知しなければならない。この場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。

- (1) 申請書の記載及び添付書類等の記載、作成等に偽りその他の不正行為があつたとき。
- (2) 正当な理由がなく事業を中止したとき。
- (3) 法令に違反した行為等があつたとき、又はあると予見されるとき。
- (4) 後援等の名義使用の承認決定に付した条件に違反する事実のあるとき。

(5) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。

2 前項の取消しの決定を受けた団体は、交付を受けた承認通知書を市に返還するとともに、速やかにその旨を周知し、公表した印刷物等から市の名称を削除する等適切な対処をしなければならない。

(事業報告)

第11条 名義使用の承認を受けた団体は、当該事業終了後30日以内に北秋田市後援等事業実施報告書(様式第6号)を市に提出するものとする。ただし、当該事業で入場料等を徴収した場合又はその他収益があった場合は収支決算書を添えるものとする。

(事務)

第12条 後援等の承認に関する事務は、所管課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。